

# 要配慮者利用施設における 避難確保計画作成

You Tube MLIT channel より  
国土交通省 動画 資料

## ※ 注意 ※

令和3年5月20日より、避難情報が以下のように変更されています。本動画及び資料では、変更が反映されていないので、以下のように読み替えてください。

	旧	新(令和3年5月20日～)
警戒レベル3	避難準備:高齢者等避難開始	高齢者等避難
警戒レベル4	避難勧告・避難指示(緊急)	避難指示
警戒レベル5	災害発生情報	緊急安全確保



**1.洪水に対する  
施設利用者の命を守るための義務  
果たしていますか？**

写真) 「平成28年8月岩手県岩泉町の介護老人保健施設の被災動画」 国土地理院撮影

水防法等の一部を改正する法律が平成29年6月19日に施行され、水防法に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち市町村地域防災計画にその名称と所在地が記載された施設に対し、**避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。**

「避難確保計画」の作成・提出



「避難訓練」の実施



水防法第十五条の三（抜粋）

第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた**要配慮者利用施設※の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。**

※要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

# 要配慮者利用施設の被災事例①

平成28年8月30日 岩手県おもとがわ小本川の水害 時間最大雨量70mm (岩泉町いわいずみちょう)

○台風第10号の雨により「グループホーム楽ん楽ん」と「介護老人保健施設ふれんどりー岩泉」で大きな被害が発生



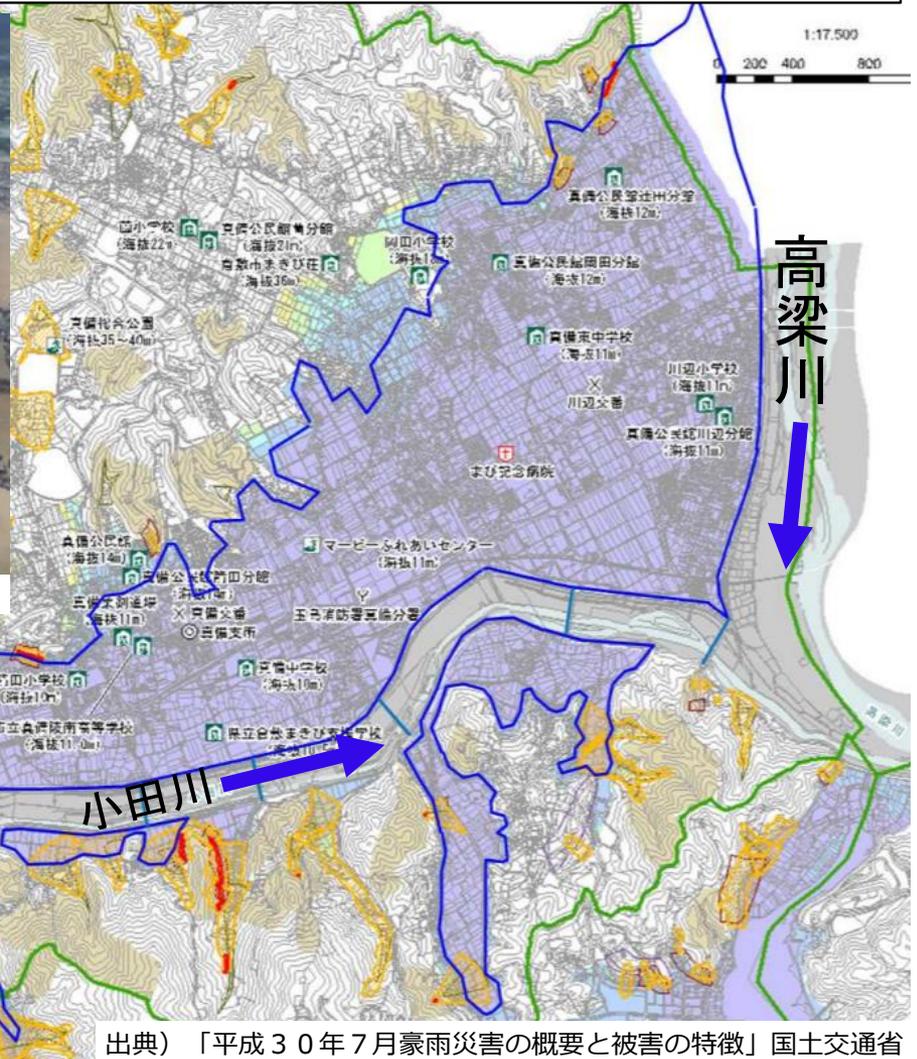
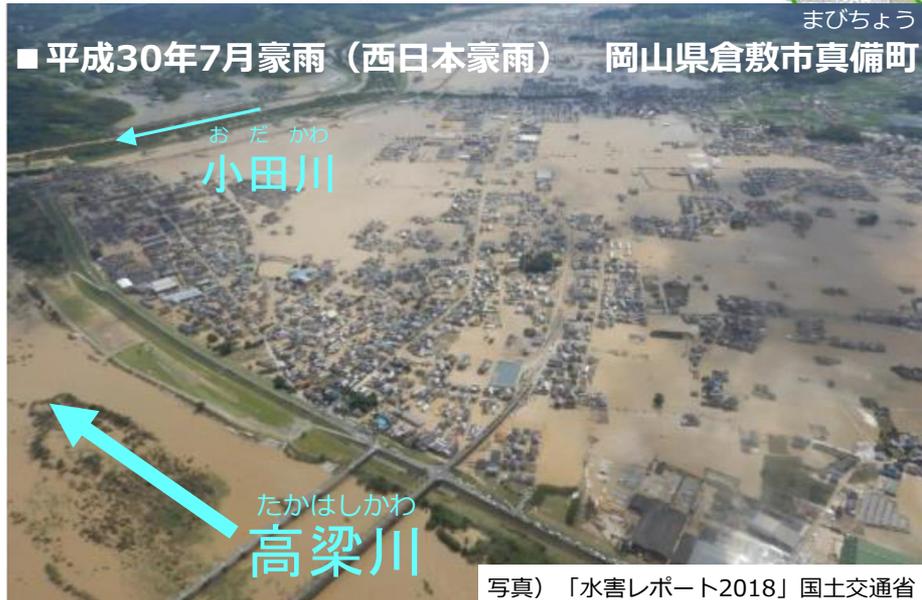
# 要配慮者利用施設の被災事例①

○当時の施設の対応状況（報道資料より）

- ◆施設の事務局長は「避難準備情報」が発令されたことをテレビで見えていたが、高齢者や身障者等、避難に時間がかかる人たちが避難を始めるべき情報と認識しておらず避難を開始しなかった。
- ◆火災を想定した避難マニュアルを作り、訓練もしていたが、水害を想定したものはなかった。

# 要配慮者利用施設の被災事例②

小田川(倉敷市真備町)では、洪水浸水想定区域と実際の浸水範囲がほぼ一致しているにもかかわらず、51名が死亡。特に死者の約8割が70歳以上。



<凡例>

— 浸水範囲 (H30.7洪水)

※国土地理院作成の浸水推定段彩図より複写

※倉敷市の洪水・土砂災害ハザードマップに平成30年7月豪雨における実際の浸水範囲を加筆

出典)「平成30年7月豪雨災害の概要と被害の特徴」国土交通省

# 要配慮者利用施設の被災事例②

まび記念病院の浸水状況



まび記念病院では、約2.6m浸水し、1階の天井まで達しました。避難してきた近隣住民も合わせて多くの方が約1日半もの間、孤立しました。



# 要配慮者利用施設の避難の好事例①

## 特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【秋田県大仙市】

### 【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正（平成28年10月）
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

平成29年7月の大雨での  
迅速な避難



# 要配慮者利用施設の避難の好事例②

## グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

【岡山県岡山市】

- グループホームメディフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

### 施設の概要・取組

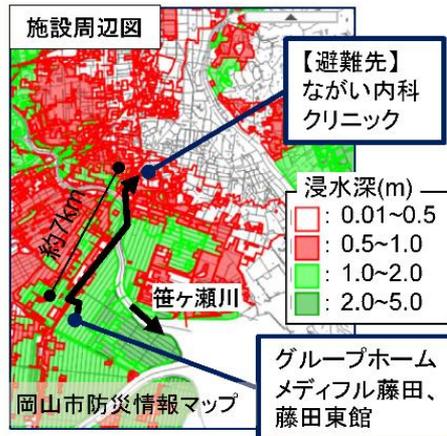
#### <施設の概要>

- 平屋の建物に27名（メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名）の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。

#### <施設の取組>

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。

### 平成30年7月豪雨における避難の概要



#### 【事前の周知】

大雨が事前に予想されていたため、大雨時の対応について職員に事前に周知。

#### 【配車表を活用】

計画に基づき配車表を作成し、車で計画的に避難。

#### 避難の時系列

避難準備・高齢者等避難開始 発令  
7月6日 6:10

避難開始  
7月6日 9:30

避難完了  
7月6日 12:00

避難指示 発令  
7月6日 22:45



# 要配慮者利用施設の避難の好事例③

## 特別養護老人ホーム川越キングスガーデンの事例

【埼玉県川越市】

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を作成・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

### 【川越キングスガーデン】

- ・平成19年の出水を受けて防災マニュアルを作成
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の作成・提出（平成31年1月）

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難

### 台風第19号時の川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃 重篤者の移動、避難のための準備を開始  
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告

氾濫 越辺川の破堤

13日 4時 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



「避難確保計画」を作成・提出するとともに、  
「避難訓練」の実施は、施設管理者及び所有者の義務です。

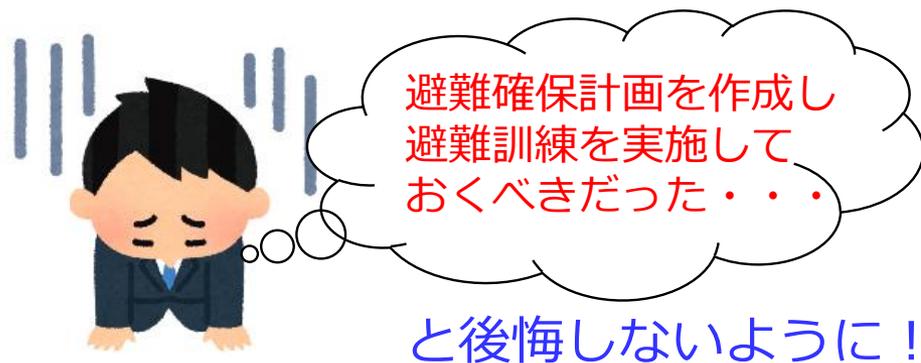


写真) 「水害レポート2019」国土交通省：  
台風19号における千曲川の堤防決壊の様子

## 「避難確保計画」の作成・提出



## 「避難訓練」の実施



## 2. 避難に必要な3つのポイント

---



いのち

# 利用者の命を守る

## 3つのポイント

- 1** 洪水時の施設の危険性を知る。
- 2** 避難先（施設内外）を決める。
- 3** 避難開始のタイミングを決める。



いのち

# 利用者の命を守る

## 3つのポイント

- 1** 洪水時の施設の危険性を知る。
- 2** 避難先（施設内外）を決める。
- 3** 避難開始のタイミングを決める。

# 洪水ハザードマップの確認



- 市町村から配布されているハザードマップで施設の洪水危険性を確認しましょう。
- 国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」では、洪水時に想定される浸水深、浸水継続時間などを確認することができます。

## 【市町村のハザードマップ例】



水害時における適切な避難行動や避難のタイミングは、個人がおかれた状態によりそれぞれ異なります。緊急時においては、市町村や関係機関からの情報や周囲の状況等を確認し、自らの判断で適切に避難してください。  
※この浸水想定区域は、イメージであり、実在のものとは異なります。

出典) 「水害ハザードマップの手引き」国土交通省

ハザードマップポータルサイト

### 重ねるハザードマップ

～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

①住所入力(例:〇〇市役所)

場所を入力

例:茨城県つくば市北郷1 / 国土地理院

※地名検索は大字までの対応です

表示する情報を選ぶ

- 洪水(想定最大規模)
- 土砂災害
- 津波
- 道路防災情報

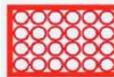
『想定最大規模』を確認しましょう。

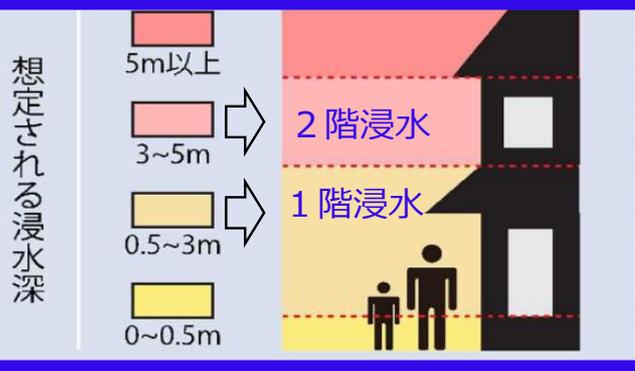
# 洪水時の危険性の確認



## 凡例

 早期の立退き避難が必要な区域

 木造家屋の倒壊等をもたらす  
氾濫流が発生する恐れのある区域



自施設の  
浸水を確認してください。

## 家屋倒壊等氾濫想定区域

### 氾濫流

河川堤防の決壊または洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域



### 河岸浸食

洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域



**この区域にいることは危険です。  
早めの立退き避難（水平避難）が必要です。**





# 利用者の命を守る 3つのポイント

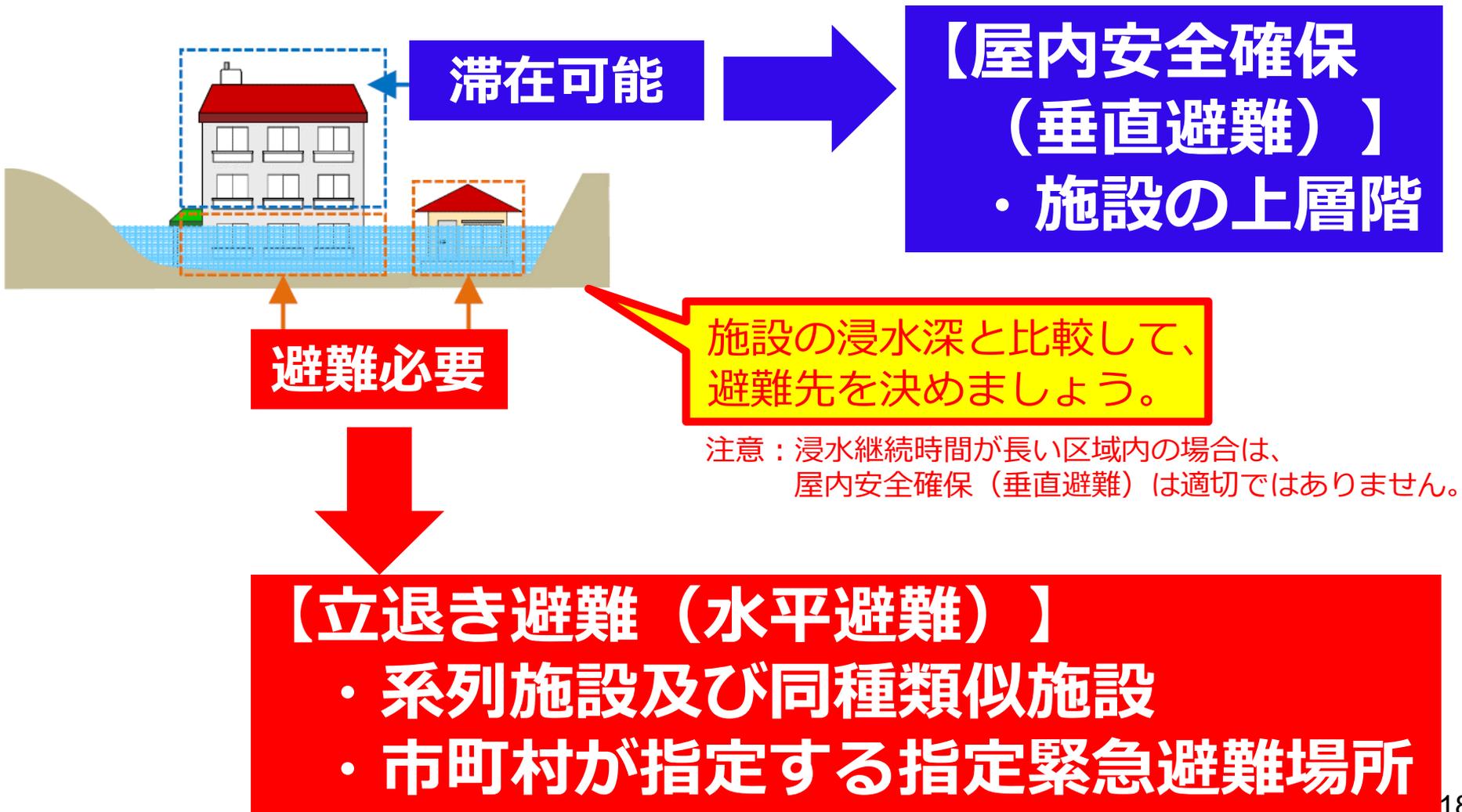
**1** 洪水時の施設の危険性を知る。

**2** 避難先（施設内外）を決める。

**3** 避難開始のタイミングを決める。

いのち  
**命**を守る  
ポイント **2**

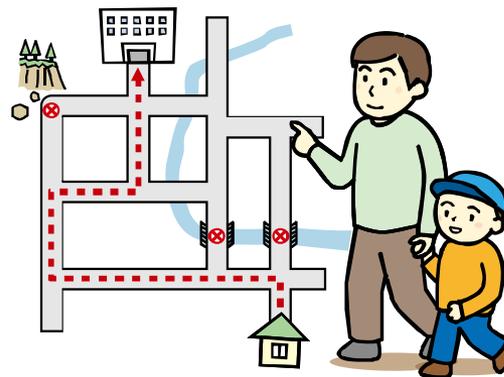
- ①安全な避難先と避難経路を決めましょう。
- ②避難経路を実際に歩いて、避難に必要な時間を確認しておきましょう。



いのち  
命を守る  
ポイント 2

- ①安全な避難先と避難経路を決めましょう。
- ②避難経路を実際に歩いて、避難に必要な時間を確認しておきましょう。

- まず、浸水想定区域外の**系列施設及び同種類似施設は有力候補**です。
- 市町村が指定する指定緊急避難場所を調べて、検討しましょう。
- 避難先は状況に応じて選択できるように、**避難先と避難経路は複数**考えておきましょう。
- 複数の河川（例えば、A河川とB河川の浸水想定区域内の施設）が該当する施設は、川の状況により、避難先が異なります。
- 浸水深については、想定最大規模を対象として検討しましょう。



# 避難経路図の作成（別紙1）

別紙1

## 【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所1	避難場所2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂			



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載  
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

- 避難先を記載してください。
- 避難先までの経路を記載してください。
- 避難先は状況に応じて選択できるように、避難先と避難経路は複数考えておきましょう。



- 記載欄がありませんが、施設名、建物階数、浸水深を記載をお願いします。（記載方法は自由です）



いのち  
利用者の命を守る  
3つのポイント

- 1** 洪水時の施設の危険性を知る。
- 2** 避難先（施設内外）を決める。
- 3** 避難開始のタイミングを決める。

# 段階的に発表される防災情報と『要配慮者利用施設の主な行動(例)』

警戒  
レベル

1

2

3

4

5

雨の  
様子

警報・注意報  
に先立ち発表  
(警報・注意報を補完)



災害の起こるおそれ



重大な災害の起こるおそれ



重大な災害の起こる  
おそれが著しく大きい



災害発生



防災  
気象情報

氾濫注意情報



氾濫警戒情報  
洪水警報



氾濫危険情報



災害発生情報



川の  
様子



避難  
情報等

早期注意情報  
(警報級の可能性)

大雨注意報  
洪水注意報

避難準備・  
高齢者等避難開始

避難勧告  
(避難指示(緊急))

災害発生情報

施設  
の行動



情報収集



心のスイッチ  
⇒防災モード



避難開始



避難完了

# 段階的に発表される防災情報と『要配慮者利用施設の主な行動(例)』

警戒  
レベル

1

警報・注意報  
に先立ち発表  
(警報・注意報を補完)



雨の  
様子

防災  
気象情報



川の  
様子

避難  
情報等

早期注意情報

(警報級の可能性)

施設  
の行動



情報収集

## 【入手する防災情報】

早期注意情報

※気象庁ホームページ

検索

### 翌日早朝にかけて警報級の可能性[中]となるケース

種別	1日	2日				
	明け方まで	朝～夜遅く	3日	4日	5日	6日
	18-6	6-24				
大雨	[中]	-	-	-	-	-
大雪	-	-	-	-	-	-
暴風(暴風雪)	-	-	-	-	-	-
波浪	-	-	-	-	-	-

今夜、大雨警報が  
発表されるかもしれない。  
参集する職員に  
声をかけておこう。



### 次の日に警報級の可能性[高]となるケース

種別	1日	2日				
	明け方まで	朝～夜遅く	3日	4日	5日	6日
	18-6	6-24				
大雨	-	[高]	-	-	-	-
大雪	-	-	-	-	-	-
暴風(暴風雪)	-	[高]	-	-	-	-
波浪	-	[高]	-	-	-	-

明日、警報が発表される  
可能性が高い。  
避難準備・高齢者等  
避難開始を発令する  
事態となるかもしれない。  
手順を確認しておこう。



[高]のときは、気象警報等で  
詳細な時間帯などを確認する。

気象  
警報等

〇〇県  
気象情報

## 【施設の防災イメージ(例)】

- ◆【避難確保計画】の確認
  - ・ハザードマップ、避難先、避難経路
  - ・避難行動の目安となる防災気象情報等
  - ・市町村からの避難情報等の伝達方法
  - ・役割分担、避難に必要な資器材、備蓄品



# 段階的に発表される防災情報と『要配慮者利用施設の主な行動(例)』

警戒  
レベル

2

## 災害の起こるおそれ



雨の  
様子

防災  
気象情報

## 氾濫注意情報



川の  
様子

避難  
情報等

## 大雨注意報 洪水注意報



施設  
の行動

### 【防災情報入手】

指定河川洪水予報 🔍 検索

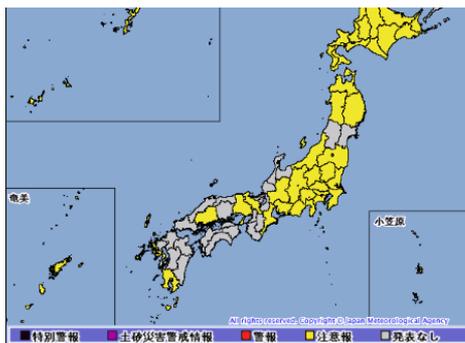
地方	発表日	発表状況
北海道	発表済み	
東北	発表済み	
関東甲信	発表済み	
北陸	発表済み	
東海	発表済み	
近畿	発表済み	
中国	発表済み	
四国	発表済み	
九州北部	発表済み	
九州南部	発表済み	
沖縄	運用していない	

釜川水系利根川(流紋)PDF形式(126KB)	氾濫注意情報	令和2年07月14日00時30分
釜川水系利根川(流紋)PDF形式(126KB)	氾濫注意情報解除	令和2年07月14日17時50分
釜川水系利根川(流紋)PDF形式(140KB)	氾濫注意情報(暫定情報解除)	令和2年07月14日14時20分
釜川水系利根川(流紋)PDF形式(140KB)	氾濫注意情報	令和2年07月14日08時40分
佐波川(PDF形式(144KB))	氾濫注意情報解除	令和2年07月14日08時25分
佐波川(PDF形式(147KB))	氾濫注意情報	令和2年07月14日00時40分
佐波川(PDF形式(148KB))	氾濫注意情報	令和2年07月14日02時40分
徳野川(水奈瀬野川)PDF形式(137KB)	氾濫注意情報解除	令和2年07月14日10時25分
徳野川(水奈瀬野川)PDF形式(128KB)	氾濫注意情報	令和2年07月14日02時15分

表の黄色：氾濫注意情報

気象警報 注意報 🔍 検索

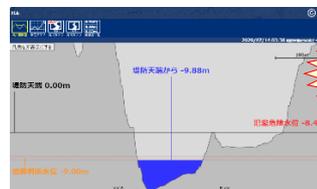


### 【施設の防災イメージ(例)】

#### ◆雨や水位の情報収集



氾濫注意水位に到達しているし、雨もやまないので避難判断水位まですぐ到達しそう。



● 心のスイッチを入れる段階

#### ◆施設責任者への報告

川の水位がキケンです

● 避難開始に向けた準備を進める段階



施設の体制を整えてください。避難のための準備をお願いします。

- ・前日の休園や休業の判断
- ・従業員の職員参集
- ・避難のための準備 など

# 段階的に発表される防災情報と『要配慮者利用施設の主な行動(例)』

警戒  
レベル

3

重大な災害の起こるおそれ



雨の  
様子

防災  
気象情報

氾濫警戒情報  
洪水警戒



川の  
様子

避難  
情報等

避難準備・  
高齢者等避難開始



避難開始

施設  
の行動

## 【防災情報入手】

指定河川洪水予報

検索

気象庁  
Home 防災情報 各種デー

ホーム > 防災情報 > 指定河川洪水予報

指定河川洪水予報

地方 [全国] [印刷] [再読み込み] [説明へ]

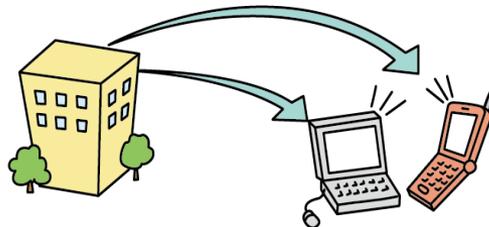
地方	発表状況
北海道	発表なし
東北	発表なし
関東甲信	発表なし
北陸	発表なし
東海	発表なし
近畿	発表なし
中国	発表なし
四国	発表なし
九州北部	発表なし
九州南部	発表なし
沖縄	運用していません

クリック

釜山水系釜山中流部PDF形式(49KB)	氾濫警戒情報	令和2年07月14日10時55分
釜山水系釜山中流部PDF形式(42KB)	氾濫警戒情報	令和2年07月14日06時20分
釜山水系釜山中流部PDF形式(49KB)	氾濫警戒情報	令和2年07月14日04時50分
釜山水系釜山中流部PDF形式(38KB)	氾濫注意情報	令和2年07月14日03時30分
釜山水系釜山川下流部PDF形式(38KB)	氾濫注意情報解除	令和2年07月14日17時50分
釜山水系釜山川下流部PDF形式(40KB)	氾濫注意情報(警戒情報解除)	令和2年07月14日14時20分
釜山水系釜山川下流部PDF形式(49KB)	氾濫警戒情報	令和2年07月14日06時40分
佐波川PDF形式(14KB)	氾濫注意情報解除	令和2年07月14日08時25分
佐波川PDF形式(17KB)	氾濫警戒情報	令和2年07月14日03時40分

表の赤色：氾濫警戒情報

避難準備・高齢者等避難開始



市町村からの  
・防災情報メール  
・電話、fax など

## 【施設の防災イメージ(例)】

- ◆施設責任者への報告 (氾濫の危険性)
- ◆避難判断・避難指示
- ◆従業員への説明
- ◆館内放送 (避難開始)



避難  
開始

◆立退き避難 (水平避難)



◆屋内安全確保 (垂直避難)





# 段階的に発表される 防災気象情報を知る

名称：警戒レベル  
 発信者：市区町村等  
 内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報  
 発信者：気象庁や都道府県等  
 内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル 住民がとるべき行動 避難情報等

防災気象情報(警戒レベル相当情報)  
 浸水の情報(河川)

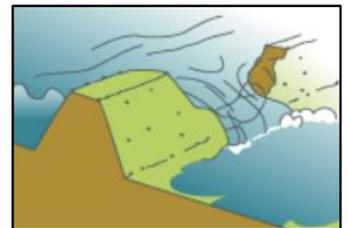
5	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	危険な場所から 全員避難	避難勧告 (避難指示(緊急))
3	危険な場所から 高齢者などは避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	ハザードマップ等で 避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報
1	最新情報に注意	早期注意情報

5 相当	氾濫発生情報
4 相当	氾濫危険情報
3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報
2 相当	氾濫注意情報
1 相当	—

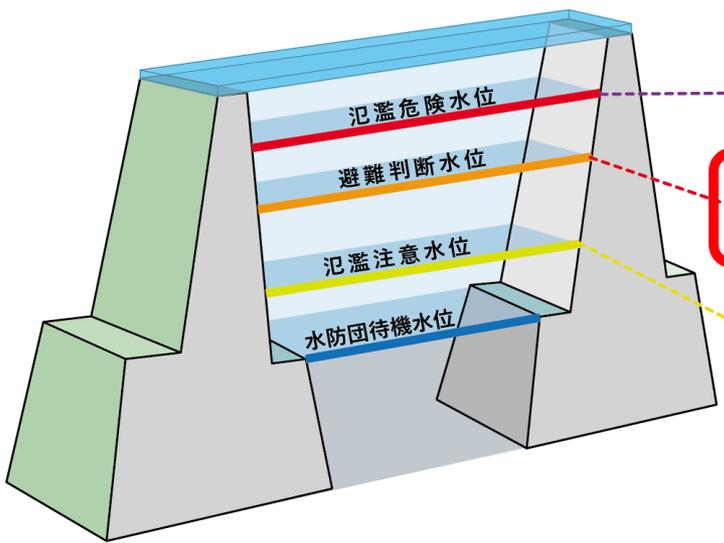
いのち  
**命を守るポイント 3**

# 水位情報を知る

【堤防決壊のイメージ】



洪水予報の種類（4種類）



**氾濫発生情報** 氾濫が発生した時

**氾濫危険情報** 氾濫危険水位に到達した時

**氾濫警戒情報** 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時

**氾濫注意情報** 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時

市町村が **避難準備・高齢者等避難開始** を発令する目安

情報	とるべき行動	警戒レベル
<b>氾濫発生情報</b>	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。災害がすでに発生している状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
<b>氾濫危険情報</b>	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
<b>氾濫警戒情報</b>	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
<b>氾濫注意情報</b>	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当



# 水位情報を知る

## 川の防災情報

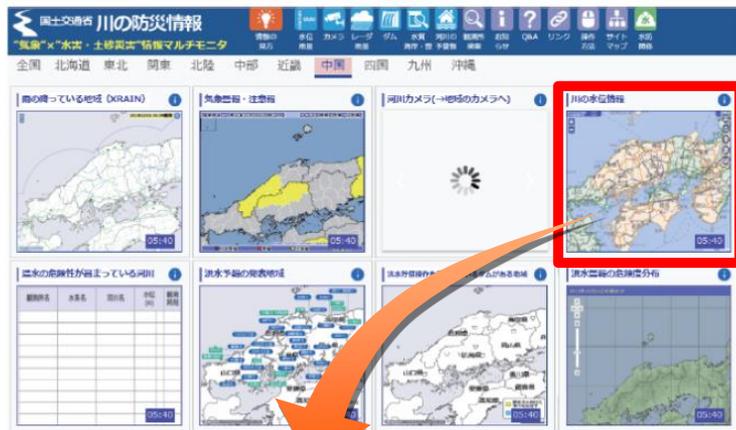
気象情報、水害及び土砂災害の危険性に関する情報が一つのサイトにまとまっています。

川の防災情報

検索

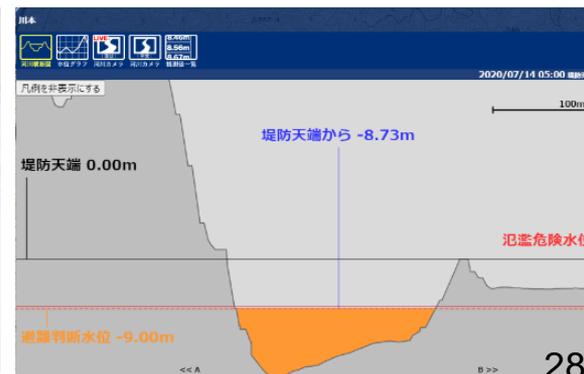
URL

<https://www.river.go.jp/portal/#80>  
<https://www.river.go.jp/s/> (携帯版)



【ライブカメラ画像】

【河川の水位情報】



# 洪水警報の危険度分布を知る

## 洪水警報の危険度分布(平成28年8月30日岩泉町の状況)



3時間先までの雨量予測を用いた流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準に到達したかどうかを地図上に5段階で色分け表示した「洪水警報の危険度分布」を提供しています。

[洪水警報の危険度分布](#)

※気象庁ホームページ



### 洪水警報の危険度分布

高 危険度 低		極めて危険	
		非常に危険	【警戒レベル4相当】
		警戒	【警戒レベル3相当】
		注意	【警戒レベル2相当】
		今後の情報等に留意	

※平成28年台風第10号の事例を事後に検証したもの

# 避難に必要な時間を知る

## 避難にかかる時間（避難準備＋移動）



施設の中から外に出るまでの時間  
(避難準備にかかる時間)

約 **(A)** (分間)

施設から避難所までの移動時間  
(移動にかかる時間)

約 **(B)** (分間)

いのち  
命を守る  
ポイント **3**

# 避難に必要な時間を知る

避難開始に向けた  
準備を進める段階

避難準備にかかる時間

合計

約 **A** (分間)

職員参集



利用者への状況説明



備蓄品の準備



車椅子・担架の準備



備蓄品等の移動



雨合羽への着替え



# 避難に必要な時間を知る

● 避難開始の段階

移動にかかる時間

約 **①**  (分間)

○ 施設内移動



○ 上層階への移動



○ 移動車両への運搬



○ 避難先までの移動



## 避難に必要な時間を知る

- ◆ 浸水が始まってからでは、立退き避難(水平避難)は危険です！
- ◆ 避難開始のタイミングを判断するためには、避難に必要な時間を避難確保計画に記載するなどして、施設関係者全員で確認・共有することが重要です。
- ◆ 避難開始のタイミングは施設によって異なりますので、訓練を繰り返し、より短時間でできるように工夫しましょう。



いのち  
**命を守るポイント 3**

# 避難開始のタイミングを決める

警戒レベル	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>
雨の様子	<p>警報・注意報に先立ち発表 (警報・注意報を補充)</p> 	<p><b>災害の起こるおそれ</b></p> 	<p><b>重大な災害の起こるおそれ</b></p> 	<p>重大な災害の起こるおそれが著しく大きい</p> 	<p><b>災害発生</b></p> 
防災気象情報		<p><b>氾濫注意情報</b></p> 	<p><b>氾濫警戒情報 洪水警報</b></p> 	<p><b>氾濫危険情報</b></p> 	<p><b>災害発生情報</b></p>  <p><b>氾濫発生</b></p>
避難情報等	<p><b>早期注意情報</b> (警報級の可能性)</p>	<p><b>大雨注意報 洪水注意報</b></p>	<p><b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b></p>	<p><b>避難勧告</b> (避難指示(緊急))</p>	<p><b>災害発生情報</b></p>
施設の行動	 <p><b>情報収集</b></p>	<p>● 心のスイッチを入れる段階</p> <p>● 避難開始に向けた準備を進める段階</p> <p>● 避難開始の段階</p>		 <p><b>避難完了</b></p>	

# 防災体制の作成（様式2）

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川（〇〇地点） 氾濫注意情報発表	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集 ● 心のスイッチを入れる段階 ● 避難開始に向けた準備を進める段階	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫警戒情報発表	警戒 レベル3 体制確立	● 避難開始の段階 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫危険情報発表	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

# 3. 避難確保計画の作成

---

この動画を見た後に、避難確保計画作成の手引き『解説編』と『様式』を一緒に確認することより、理解が深まります。

## 避難確保計画作成の手引き 解説編

### 【特徴】

- より分かりやすく
- 容易に計画の作成が可能
- 洪水・内水・高潮、土砂災害、津波を統合

メニュー 自衛水防(企業防災) トップ 地下空間の浸水対策 要配慮者利用施設の浸水対策 工場・事務所等の浸水対策 災害情報普及支援室一覧

### 自衛水防(企業防災)について 要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。

#### 全国の取り組み状況

##### 要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(H31.3末)

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 67,901
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 24,234

[都道府県別の作成状況\(PDF:33KB\)](#)  
[市町村別の作成状況\(PDF:152KB\)](#)

#### 避難確保計画作成の手引き

##### 避難確保計画作成の手引き

- 計画作成にあたって(PDF:74KB)
- **解説編(PDF:278KB)**
- 様式編
  - ・ 社会福祉施設(XLSX:844KB)
  - ・ 学校(XLSX:848KB)
  - ・ 医療施設(XLSX:845KB)

[過去の手引きはこちら](#)

### 要配慮者利用施設の浸水対策



# 作成する様式

## 自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2~5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長へ提出

市町村長への提出は不要

## 自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2~5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15	防災体制一覧表	様式12	13
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長へ提出

市町村長への提出は不要

---

# 市町村への提出様式の説明

# 【様式1】計画の目的・報告・適用範囲

## 様式1

### 1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法:水防法

### 2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

- 平日と休日、昼間と夜間の利用者数と従業員数を分けて記入してください。

施設の状況

	平日			休日		
	利用者	施設職員		利用者	施設職員	
昼間	約 27 名	約 9 名		約 名	約 名	
夜間	約 9 名	約 2 名		約 名	約 名	

- ・ 利用者を一人避難させるために、スタッフが何人必要ですか？
- ・ 休日、夜間は対応できますか？職員の参集計画、連絡体制は大丈夫ですか？

# 【様式1】計画の目的・報告・適用範囲

## ● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

## ● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前 8 時の時点で、全県下又は「〇〇市」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報

大雨警報又は特別警報

洪水警報

↑  
該当する市町村名を記載

- 大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合や暴風、大雨、洪水警報等の気象上の警報が発表された場合、通所・通院部門を休業とすることが考えられます。

- ・ 事前の休業や休園を行うために、前日の何時までに、どのような情報で判断するかを決めておくことが重要です。
- ・ 利用者の保護者等への連絡方法、連絡先、連絡内容を決めていますか？

# 【様式2】防災体制



の検討内容と解説編の  
14頁を参照してください

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心のスイッチを入れる段階</li> <li>・ 避難開始に向けた準備を進める段階</li> </ul>	注意レベル2 体制確立	①注意体制：気象情報等の情報収集の段階	
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難開始の段階</li> <li>・ 洪水警報発表</li> <li>・ ○○川（○○地点）氾濫警戒情報発表</li> </ul>	警戒レベル3 体制確立	<p>周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導</p>	<p>総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）</p>
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令</li> <li>・ ○○川（○○地点）氾濫危険情報発表</li> </ul>	非常体制	③非常体制：施設全体の避難行動を完了する段階 （逃げ遅れた場合は屋内安全確保を行う段階）	

・ 警戒レベル3で避難行動を開始して完了できるように、警戒レベルごとの防災体制を施設関係者全員で検討・共有してください。

# 【様式3】 情報収集・伝達

## 様式3

### 5 情報収集・伝達

#### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	ラジオ（AM0000）
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

#### (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「 A会（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは  A会（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

・いつでも情報収集できるように、webサイトやアプリをお気に入り等に登録しておきましょう。



# 【様式4】避難誘導

## 6 避難誘導

### (1) 避難場所、移動距離及び手段

様式4

#### 1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000	m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（内水）			m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（高潮）			m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（津波）			m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）			m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500	m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（内水）			m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（高潮）			m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（津波）			m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）			m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台

#### 2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）		階	
屋内安全確保（高潮）		階	
屋内安全確保（津波）		階	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		階	



において検討した避難先を記載してください。

水害による停電なども考慮しておきましょう。

- ・停電でエレベーターが使えない。
- ・決めていた従業員が来られない。
- ・施設の車が使えない。

など、予期せぬ事態に対応できますか？

様式5

## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話 懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、 携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、 電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、 蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、 寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇

浸水を防ぐための対策

土のう、止水板、〇〇〇〇
--------------

土砂災害に対する避難を確保するための対策※

自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇
-------------------------------

※事前の対策

## 8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 6 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

利用者の避難に必要なものを揃えていますか？  
不足していませんか？

### 【ある施設の声】

・幹部だけで計画を決めたが、従業員から「薬があっても、避難先で水がないと飲めない」ため、水と薬をセットで常備しましょう。というアイデアを得たそうです。

※従業員が利用者のことを一番知っているなので、施設関係者全員で決めましょう。

# 【様式6】 自衛水防組織の業務に関する事項

『解説編』：P7~9、12、20、49 頁参照

## 様式6

### 9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
  - ②毎年 4 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

- 自衛水防組織とは、水害時の避難対応等を行う体制です。
- 従業員数が比較的多い場合は、設置することが望ましいです。
- 設置は努力義務ですが、**設置した場合、市町村への報告が必要です。**

# 避難経路図の作成（別紙1）



別紙 1

## 【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂			



※施設的位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載  
 避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

避難経路図を作成したら、次のことを確認してください。

- ①施設の想定最大規模の浸水深は何mですか？  
施設の外に出て、大雨時にどうなるか、浸水イメージを関係者全員で確認しましたか？
- ②避難経路に危険箇所はありませんか？
- ③避難先までの移動時間は確認しましたか？
- ④施設内に掲示されてますか？

# その他様式の説明 (提出不要)

※施設にて保管しておいてください。

# 【様式7】防災教育及び訓練の年間計画

## 10 防災教育及び訓練の年間計画

様式 7

実施予定日

4月1日

4月1日

8月1日

8月1日

8月1日

8月1日

9月1日

3月1日

- ◆ 従業員への避難確保計画の内容を共有するための『防災教育』の日程を決めておきましょう。
- ◆ 避難訓練の実施日程を決めておきましょう。
- ◆ 職員のための訓練でも訓練です。できる訓練から実施しましょう。
- ◆ 訓練は失敗して、課題を見つけることが重要です。繰り返しの訓練がいざという時に役立ちます。

### 【訓練による好事例】

- ・ 施設利用者を“移動させる避難”ではなく、日常業務における“災害時にも対応できる工夫を考える訓練”が全従業員にて実施できていたことで利用者の命を守ることができた事例もあります。



# 【様式8】利用者緊急連絡先一覧表

様式8

## 1.1 利用者緊急連絡先一覧表

	利用者			緊急連絡先				その他
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	(緊急連絡先等)
1	〇〇〇〇	84	〇市1丁目××	△△△△	娘	012-3456-7890	〇市1丁目××	090-1234-5678
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								

- ・ 前日の休業や休園の場合、利用者の保護者等への連絡方法、連絡先、連絡内容を決めていますか？

休園・休止の保護者への連絡

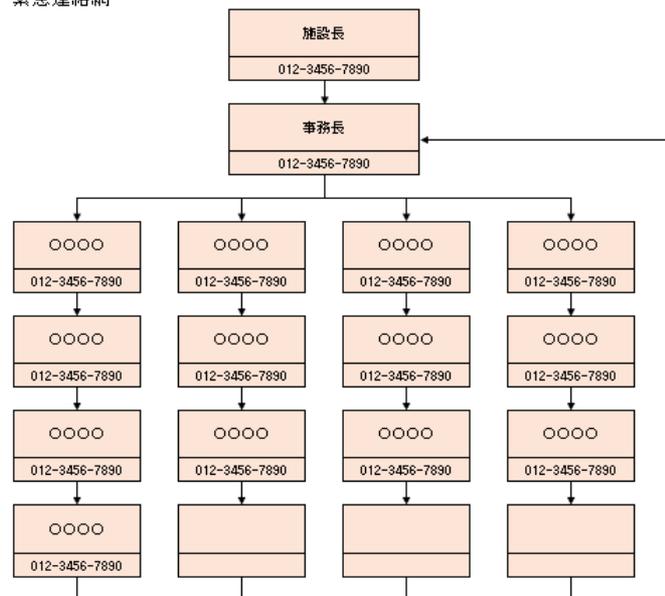


## 【様式9】 緊急連絡網

## 【様式10】 外部機関等の緊急連絡先一覧表

様式9

## 1 2 緊急連絡網



- ◆ 緊急の連絡網や外部機関等との連絡先を決めていますか？
- ◆ いつでも、連絡がつかますか？

## 【訓練による声】

- ・ 夜間（夕方）に抜き打ち連絡訓練を実施した結果、連絡が届かなかった職員がいたため、連絡網の見直しを行いました。
- ・ 携帯が繋がらないこともあるため、複数の伝達手段を確保することとしました。
- ・ 緊急の連絡網には、電話とメールに加えて、SNSを活用することとしました。

様式10

## 1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村（防災担当）	012-3456-7890	
市町村（福祉担当）	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

夜間の職員参集訓練



# 【様式11】 対応別避難誘導一覧表

様式11

## 1.4 対応別避難誘導一覧表

氏名	連絡先	対応内容	移動手段		担当者	備考
			立ち退き避難	屋内安全確保		
〇〇〇〇	012-3456-7890	1	徒歩	階段	〇〇〇〇	要介護度1

### 避難先へ移動

1 単独歩行可能    2 介助必要    3 車いすを使用  
4 ストレッチャーや担架が必要    5 その他

### その他の対応

6 自宅に帰宅    7 病院に搬送    8 その他

◆ 利用者全員を避難させるために必要な時間を把握していますか？

- ・利用者一人ひとりの対応は異なります。
- ・各利用者を避難させるための対応内容、対応時間を整理（イメージ）してください。
- ・日常サービス等の中で確認することで気づき(避難時の知恵)を得ることができます。

### 利用者の特性を考慮した役割分担



# 【様式12】防災体制一覽表

様式12

1.5 防災体制一覽表

管理権限者（ 施設長 ）（代行者 事務長 ）

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長（ 管理職員 ）	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	
避難誘導要員	班長（ 管理職員 ）	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	

◆ 施設の防災体制として、管理権限者、情報収集伝達要員、避難誘導要員を決めていますか？

【防災体制の工夫】

- ・ 決定した防災体制（役割分担）は必ずしも全員参集できるとは限りません。
- ・ 一人二役以上の役割をこなせるように訓練しておきましょう。

管理権限者



情報収集伝達要員



避難誘導要員



# 【別 添】 自衛水防組織活動要領

『解説編』：P7~9、12、20、49 頁参照

# 【別表 1】 自衛水防組織の編成と任務

# 【別表 2】 自衛水防組織装備品リスト

『解説編』：20~22頁参照

## 別添

### 自衛水防組織活動要領

#### (自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

#### (自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権限者は、施設職員勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

#### (自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

#### (自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

## 別表 1

### 自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（ 施設長 ）（代行者 事務長 ）

	担当者	役割
総括・情報班	班長（ 管理職員 ） 班員（ 〇 ）名 ・ 〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	班長（ 管理職員 ） 班員（ 〇 ）名 ・ 〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

## 別表 2

### 自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。

「避難確保計画」を作成・提出するとともに、  
「避難訓練」の実施は、施設管理者及び所有者の義務です。

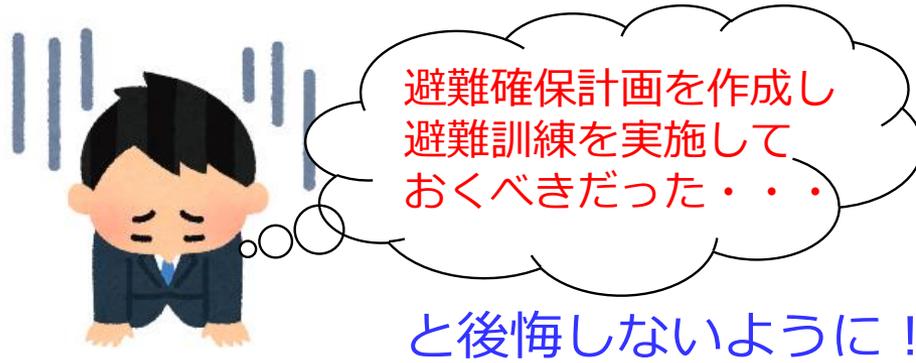


写真) 「水害レポート2019」国土交通省：  
台風19号における千曲川の堤防決壊の様子

## 「避難確保計画」の作成・提出



## 「避難訓練」の実施



- ・避難確保計画は各フロアに保管しましょう。
- ・掲示板などに避難経路図などを貼りましょう。
- ・避難確保計画は、関係者全員で共有し、避難訓練を実施して見直すことが、利用者の命を守ります。

